

「第4回 鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

「第4回 筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」

意見聴取等の進め方

平成25年5月9日

国土交通省 東北地方整備局
宮 城 県

1. 意見聴取の実施について(案)

(1)意見聴取対象

「鳴瀬川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」及び「筒砂子ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検討要領細目」という。)に示されている検討結果の報告書(素案)(以下、「報告書(素案)」という。)により、関係者の意見を聴く予定。

(2)意見を聴く者と意見聴取方法

①学識経験を有する者

河川法第16条の2に準じて、河川に関し学識経験を有する者から意見を聴く予定。

②関係住民

河川法第16条の2に準じて、「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。

※「住民の意見を聴く場」を補足する手段として、電子メール等を活用した意見募集を並行して実施予定

③関係地方公共団体の長

河川法第16条の2に準じて、鳴瀬川総合開発事業については宮城県知事^{※1}に、筒砂子ダム建設事業については関係市町村長^{※2}に意見を聴く予定^{※3}。

④関係利水者

鳴瀬川総合開発事業及び筒砂子ダム建設事業に関係する利水参画(予定)者及び関係河川使用者の意見を聴く予定。

・利水参画(予定)者:農林水産省東北農政局、宮城県

・関係河川使用者:宮城県企業局、松島町、東北電力株式会社

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」(河川法施行令第10条の4)

該当市町村:大崎市、東松島市、加美町、美里町、石巻市、色麻町、涌谷町、松島町

※2 関係市町村長は、大崎市、東松島市、加美町、美里町、石巻市、色麻町、涌谷町、松島町

※3 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①及び②の状況について追加した上で意見を聴く予定。